

判決年月日	平成20年11月12日	担当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10315号		
○発明の進歩性を肯定した審決が維持された事例			

（関連条文）特許法 29 条 2 項

（事案の概要）

本件は，被告が特許権者であり発明の名称を「旋回式クランプ」とする特許第 3 6 2 1 0 8 2 号（請求項の数 8）につき，原告がその請求項 1 ～ 8 に対し無効審判請求をしたので，被告が平成 19 年 6 月 15 日付け訂正請求で対抗したところ，特許庁が，この訂正（本件訂正）を認めた上，請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，

本件訂正は特許法 134 条の 2 第 5 項により準用される同法 126 条 4 項（特許請求の範囲等の拡張又は変更の禁止）の規定に適合するか，

本件訂正後の請求項 1，3 に係る発明は，各引用文献に記載された発明との関係で進歩性を有するか（特許法 29 条 2 項），

無効審判手続における手続上の瑕疵の有無，である。

本判決は，本件訂正は，実質上特許請求の範囲を拡張し，又は変更するものとはいえない，本件訂正後の請求項 1，3 に係る発明は，各引用文献に記載された発明との関係で進歩性を有する，本件無効審判の手続に違法があるとはいえない，として審決を維持したものである。

争点 に関する判示のうち主な点は，下記のとおりである。

記

(1) 取消事由 2 - 1 につき

原告は，訂正発明 1 と甲 8 発明との相違点についての判断に誤りがあると主張するので，この点について検討する。

ア 相違点 1 につき

(ア) 前記 2 (4) で検討したとおり，訂正発明 1 における「緊密に嵌合支持」は，クランプロッドの第 1 摺動部分，第 2 摺動部分とハウジングの第 1 端壁，第 2 端壁との間に隙間があることを前提として，その隙間がクランプロッドの摺動機能や係合具（係合ボール）の機能を損なわない範囲内でできるだけ小さな隙間となるように嵌合してクランプロッドを支持することを意味するものと解される。

そして、訂正発明１における上記第２摺動部分は「周方向へほぼ等間隔に並べた３つ又は４つのガイド溝（２６）を外周部に形成した」（請求項１）ものであるから、相違点１に係る構成の容易想到性を検討するに当たっては、周方向へほぼ等間隔に並べた三つ又は四つのガイド溝を外周部に形成した第２摺動部分をハウジングの第２端壁に緊密に嵌合してクランプロッドを支持する機能を持たせることが当業者（その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者）にとって容易になしうるものであるかという観点から検討すべきである。

(イ) まず、原告が本件特許の出願前（優先権主張日で最も早い平成１３年１１月１３日）における技術常識ないし周知技術の根拠として提出する各証拠について検討する。

a 甲２１文献（特開平１０－３４４６９号公報，公開日 平成１０年２月１０日）には、次の記載がある。

…（中略）…

以上によれば、甲２１文献には、ハウジングの第１端壁、第２端壁でクランプロッドの第１摺動部分、第２摺動部分を支持することによってクランプロッドを精密にガイドすることが記載されており、また、クランプロッドの軸心方向の移動を旋回運動へ変換する変換機構の一部をなす旋回部分は、アーケ状に凹入形成した旋回溝に転動用ボールを多数充填したものに換えて、カム溝などを利用した別の構成としてもよいことが記載されている。

他方、上記旋回部分は第１摺動部分と第２摺動部分の間に形成され、その作用効果として、旋回部分及びこれに外嵌される旋回操作用スリーブに要求される係合隙間とは関係なく、第１摺動部分及び第２摺動部分の２箇所でもクランプロッドが精密にガイドされることが記載されている。

そうすると、甲２１発明は、第１摺動部分及び第２摺動部分とは異なる箇所に旋回部分を設けたところに発明の本質があるのであって、訂正発明１のように第２摺動部分に旋回のためのガイド溝を形成する構成とは本質的部分において異なるものである。

したがって、仮に甲２１発明が本件特許の出願前に周知であるとしても、これを甲８発明に適用して相違点１に係る構成に至ることは、当業者にとって容易であるとはいえない。

b また、甲３６（実願昭６３－１３０２８６号〔実開平２－５１０４３号〕のマイクロフィルム，公開日 平成２年４月１０日）には、ワーク取付け治具を構成する固定手段に関して次の記載がある。

以上によれば、甲３６に示されたピストン３４にはカム溝３４ａが設けられ、シリンダ２７に固定されたピン３３がこれに係合していることが認めら

れる。そして、考案の詳細な説明の記載からは必ずしも明らかでないものの、甲 3 6 の第 5 図に記載されたピストン 3 4 は、訂正発明 1 にいう第 1 摺動部分及び第 2 摺動部分に相当する部分においてシリンダ 2 7 に支持されているようにも見える。

しかし、甲 3 6 に示されたカム溝 3 4 a は、ピストン 3 4 に一つだけ形成されているものであり、訂正発明 1 のように三つ又は四つの溝が形成された場合と比べてピストン 3 4 に加えられる外力に対する強度上の問題が生じにくい。

したがって、仮に甲 3 6 に記載された一つのカム溝を有する第 2 摺動部分における支持が本件特許の出願前に周知の技術であるとしても、ここから直ちに三つ又は四つの溝を形成した第 2 摺動部分における支持という構成に至ることが容易であるとはいえない。

…（中略）…

f したがって、原告が提出する上記証拠はいずれも、甲 8 発明に周知技術を適用して相違点 1 に係る構成に至ることの容易性を根拠付けるのに十分なものとはいえない。

(ウ) 他方、本件特許の出願前における旋回式クランプの技術を記載した以下の証拠によれば、クランプロッドに旋回用の溝を複数形成する場合には、訂正発明 1 のようにガイド溝を形成したクランプロッドの第 2 摺動部分をハウジングの端壁に支持させるのではなく、これとは別の方法によってクランプロッドを支持する構成を採用していたことが認められる。

…（中略）…

(I) 以上のとおりであるから、相違点 1 に係る構成は当業者にとって容易になしうるものであったとはいえず、相違点 1 について容易想到性を否定した審決の判断に誤りはない。

イ そうすると、相違点 4、5、6 に関する審決の判断の当否について判断するまでもなく、引用発明（甲 8 発明、甲 1 3 発明、甲 1 4 発明）との関係で訂正発明 1 が進歩性を有するとした審決の判断に誤りはない。